



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 1
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 2
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課） 3

告 示

沖縄県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市大里南土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
波平一男	糸満市字照屋185番地の2
上原宜恭	糸満市字大里76番地
上原正吉	糸満市字大里85番地
仲間仁栄	糸満市字大里103番地
山城徳光	糸満市字大里141番地
島袋重行	糸満市字大里247番地
上原英正	糸満市字大里272番地の2
沢岬亀誠	糸満市字照屋35番地
赤嶺清	糸満市字照屋122番地
前川良孝	糸満市字照屋763番地の12

沖縄県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松原南地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成22年12月1日から平成23年1月4日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宜野座村長から協議のあった松田地区土地改良事業（農業用道路）の施行について、平成22年11月19日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成22年12月1日から平成23年1月4日まで
- 3 縦覧に供する場所 宜野座村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第593号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成18年沖縄県告示第796号で同意の認定をした粟国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成22年11月30日から平成23年3月30日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー泡瀬店 沖縄市比屋根二丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ダイエー 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 代表取締役 桑原道夫
- 3 届出年月日 平成22年11月5日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 西見徹
変更後 桑原道夫
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日

- (1) 4(1) 平成22年5月26日
- (2) 4(2) 次の表のとおり

(「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北谷町から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 用途地域（桑江伊平地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北谷町から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 北谷町桑江伊平地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北谷町から送付のあった中部広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 北谷町桑江地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---